

介護福祉士国家試験

従事日数内訳証明書の様式と記入方法

- ・ 次ページからの全3ページは、第29回介護福祉士国家試験『受験の手引』の抜粋です。
- ・ 証明権限を有する方に記載例のページを参照し、作成してもらってください。
- ・ 従事日数内訳証明書のみを社会福祉振興・試験センターに提出しても、**介護福祉士国家試験の受験申し込みをしたことにはなりません**のでご注意ください。

(受験申し込み手続き方法については、ホームページで確認してください)

第29回試験を受験申込みした方へ

- ・ 実務経験証明書の指定様式が不足した場合、使用してください。

第30回試験以降に受験を予定している方へ

- ・ 実務経験証明書の指定様式は平成29年7月下旬以降に公開する予定です。

離職する(した)方へ

- ・ 退職、事業者の廃業等で実務経験を証明していた場合、こちらの実務経験証明書の指定様式を使用してください。

● **「^{うちわけ}従事日数内訳証明書** (指定様式、59、61ページ)

(同じ期間に複数の事業所に所属している方が実務経験証明書に加えて、提出するもの)

ア 証明書作成上の注意

(ア) 証明書作成者は、証明に必要な期間を受験者に確認してください。

(イ) 作成する場合は、出勤簿等に基づいて作成してください。

(ウ) この期間内で介護従事日数が0日であった月でも省略せずに0日として作成してください。

(エ) 記載内容を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となりますので、注意してください。

※ 受験者は証明の必要な期間を自身でよく把握して、証明書作成者に依頼してください。

この証明書だけでは実務経験の証明にはなりません。必ず「実務経験証明書」と併せて提出してください。

イ 従事日数内訳証明書が必要な場合

同じ期間に複数の事業所に所属（掛け持ち）している場合

例

事業所	職種	平成28年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
A 訪問介護事業所	訪問介護員	→					
B 訪問介護事業所	訪問介護員		→				

—ここが掛け持ち—

↳ この期間のみ「従事日数内訳証明書」が必要

※ 証明する施設事業所：2か所の訪問介護事業所
提出する書類：「実務経験証明書」2枚、「従事日数内訳証明書」2枚

〈以下の場合には不要です〉

複数の事業所に所属した経験があっても、同じ期間に所属（掛け持ち）していない場合

例

事業所	職種	平成28年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
訪問介護事業所	訪問介護員	→					
特別養護老人ホーム	介護職員					→	

—掛け持ちしていない—

※ 証明する施設事業所：訪問介護事業所・特別養護老人ホームの2か所
提出する書類：「実務経験証明書」2枚

ウ 「従事日数内訳証明書」に記載した期間に受験資格見込期間が含まれている場合

(ア) 作成期間：受験資格を満たす日までを記載してください。

(イ) 再提出：見込みで証明した期間が経過し、受験資格を満たした時点で、平成29年4月14日(金)までに「実務経験証明書」と一緒に、再度、「従事日数内訳証明書」を提出してください。

例

福士愛さんは2か所の事業所に所属しており、平成28年12月31日で受験資格を満たす予定です。

(株)厚生社 平成26年1月2日～平成28年10月20日
 (有)平成社 平成28年5月1日～平成28年12月31日
【証明書作成日】 平成28年8月25日

		平成28年													
事業所	職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
(株)厚生社	訪問介護員	→													
(有)平成社	訪問介護員					→									

— 掛け持ち期間 —

① 2事業所の「従事日数内訳証明書」を作成する期間

※ 2事業所とも、5月1日～10月20日までの掛け持ち期間の証明が必要です。

② 見込期間が含まれている「従事日数内訳証明書」の作成

【証明書作成日まででなく、2事業所の所属が重複する期間まで従事日数を見込んで作成】

※ 5月1日～8月25日まででなく、5月1日～10月20日まで必要です。

③ 受験資格を満たしたら「従事日数内訳証明書」を改めて作成し提出

※ 見込みで証明した期間が経過し、受験資格を満たした時点で、2事業所とも5月1日～10月20日までの確定した証明書を改めて作成し提出してください（「実務経験証明書」も改めて作成し一緒に提出）。

【記載例】

記入方法 参照ページ 「受験の手引」 22・23ページ
 使用する筆記具 ボールペン

介護福祉士国家試験
従事日数内訳証明書
 (兼 従事日数内訳見込証明書)

区分 1
 区分 2
 区分 4
 区分 6

この書類は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に限り、1事業所につき1枚ずつ必要です

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様 (証明書作成日) 平成 28 年 8 月 25 日

法人・施設・事業所名称 (株)厚生社 ○○訪問介護事業所 法人格コード (24ページ参照) 04

所在地 〒11501000 東京都渋谷区渋谷0-0-0

電話番号 03-0000-0000 株式会社 厚生社 代表取締役印

代表者 代表取締役 堀 勝

証明書作成者 所属・役職等 氏名 認印
 総務課主任 鈴木千太 (鈴 木)

受験申込者(氏名) 福士 愛 の介護等の業務に従事した日数を次のとおり証明します。

(介護等の業務に従事した日のみ○印をつけてください)

28年5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
年6月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5日
年7月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4日
年8月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8日	
年9月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5日	
合計																											49日							

(注) 1 従業期間に見込日数が含まれている場合は、従業期間を満たした後、平成29年4月14日(金)(消印有効)までに実務経験証明書と一緒に、改めて提出してください。期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、筆記試験は無効となります。
 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

この書類は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に限り、1事業所につき1枚ずつ必要です

平成 28 年 8 月 25 日

法人格コード (24ページ参照) 04

名 大介 株式会社 平成成印社 代表取締役印

名 認印 (佐 藤)

とおり証明します。

(介護等の業務に従事した日のみ○印をつけてください)

28年5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
年6月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5日
年7月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4日
年8月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8日
年9月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5日
合計																											22日						